

# 給与支払報告書 (源泉徴収票) の記載の仕方

※注意点

- 給与支払報告書は2枚複写となっています。
  - 市役所へは、1枚目を提出してください。
  - 2枚目は源泉徴収票となっていますので、受給者本人へお渡しください。
  - 給与支払報告書は別紙の総括表と一緒に提出してください。

## A 「住所」欄

令和8年1月1日現在の住所を記入してください。  
(令和7年中に退職された場合は、退職日現在の住所。)

**B** 「氏名」欄

氏名、フリガナ、個人番号は個人特定のために必要となりますので必ず記入して下さい。

## C 「源泉徵收稅額」欄

- ・年末調整をした人は、年末調整後の源泉徴収税額を記入してください。
  - ・年末調整をしない人は、令和7年中に源泉徴収した税額の合計額を記入してください。

**D** · 1,000万円を超える所得者の場合であっても、配偶者控除等申告書の提出があれば、○を記入してください。  
· また、**J** の欄にも名前の記入をお願い致します。

#### E 「社会保険料等の金額」欄

- 上段…小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。  
○下段…小規模企業共済等掛金を含めた社会保険料控除の合計額を記入してください。

#### F 「住宅借入金等特別控除の額」欄

「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記入してください。

G 「摘要」欄

1. 中途就職者が前職分を含めて年末調整した場合は、必ず前職の勤務先の名称・給与額・社会保険料・源泉徴収税額等を記入してください。
  2. ①の「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」欄に書ききれなかった5人目以降の扶養親族名を記入してください。
  3. 退職者等普通徴収切替理由に該当する場合は、普A～普Fの符号を記入してください。  
また、退職予定者は退職予定日を記入してください。

「給与所得者の基礎控除申告書」を確認し、記入してください。(合計所得金額に応じて基礎控除額が変わります)

#### H 「生命保険料の金額の内訳」欄

生命保険料控除の対象となる、新・旧の一般生命保険料、介護医療保険料、新・旧の個人年金保険料の支払金額をそれぞれ記入してください。

#### | 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄

住宅借入金等特別控除を受ける人は「控除可能額」と「居住開始年月日」を必ず記入してください。  
※ 「給与所得者の住宅借入金特別控除申告書」を参考にしてください。

J K 「禁禁」標

控除対象扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号を記入してください。

また、5人目以降の控除対象扶養親族については、「摘要」欄に  
氏名を記入し、②の「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番  
号」欄に個人番号を記入してください。

#### L 「16歳未満の扶養親族」欄

16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号を記入してください。  
また、5人目以降の16歳未満の扶養親族については、「摘要」欄に氏名を記入し、③の「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号を記入してください。

**M** 令和7年中に就職、または退職された場合は年月日を必ず記入してください。